

**差出人:** xxmwg240@ybb.ne.jp  
**送信日時:** 2020年7月2日木曜日 10:42  
**宛先:** 'みどり公園課職員'  
**CC:** '藤田 智晃'  
**件名:** 【再送】

大塚様

メールを再送します。  
本日中に回答をお願いします。  
返答がない場合は、「3」の記述に根拠がないことを朝霞市が認めたものとして扱いますので承知ください。  
なお、出典はWHOのオリジナルの資料でなくても結構です。国内にある出典で十分です。

黒薮

.....

朝霞市緑公園課：大塚様  
CC：藤田様

市長宛ての公開質問状の回答のうち、「3」についてお尋ねします。  
質問は、総務省の電波防護指針を貴殿らが安全だと考える根拠を問うものでした。  
回答は、次のようになっています。

.....

携帯電話基地局からの電波による健康への影響の有無については、様々な調査研究がなされておりますが、世界保健機関 (WHO)は 国際的なガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はないとの見解を示しており、国が策定した電磁防護指針に示されている規制値も同ガイドラインと同等のものであることから、人体に対する安全性は確保されているものと認識しております。

.....

ここでいう「国際的なガイドライン」とは、何を指しているのでしょうか。また、WHOが「健康に悪影響が発生する証拠はないとの見解を」示しているとの記述ですが、情報の出典を教えてください。

黒薮